

○山梨県警察のブロック体制に関する訓令

昭和47年10月20日
本部訓令第13号

(目的)

第1条 この訓令は、山梨県警察におけるブロック体制に関する必要事項を定め、広域的警察行政の円滑な運営を図ることを目的とする。

(ブロック編成)

第2条 広域的警察活動を行うため、県下を次表のとおり4ブロックに分ける。

ブロック名称	ブロック編成警察署	センター警察署	副センター警察署
甲府ブロック	甲府警察署、笛吹警察署 及び日下部警察署	甲府警察署	笛吹警察署
南甲府ブロック	南甲府警察署、鯉沢警察署 及び南部警察署	南甲府警察署	鯉沢警察署
韮崎ブロック	韮崎警察署、南アルプス警察署 及び北杜警察署	韮崎警察署	南アルプス警察署
富士吉田ブロック	富士吉田警察署、大月警察署 及び上野原警察署	富士吉田警察署	大月警察署

(事務)

第3条 ブロック内において処理する警察事務等は次のとおりとする。

- (1) 捜査活動
- (2) 機動警ら
- (3) 交通指導取締り
- (4) 警備活動
- (5) 情報連絡、通報及び会議
- (6) 講習及び術科大会
- (7) 合同レクリエーション
- (8) その他警察本部長が必要と認めた警察活動

(センター警察署長等の責務)

第4条 センター警察署長は、広域警察行政の適切な運営を図るため、ブロック内警察署の署長と緊

密な連携を保持し、前条に掲げる事務の調整に努めるものとする。ただし、センター警察署長に事故その他やむを得ない事情が生じ、かつ、緊急に処理を要するときは、副センター警察署長が代理するものとする。

(実施細目)

第5条 この訓令の施行に関し必要な事項は警察本部長が別に定める。

附 則 (省略)